

## 未来ケアカレッジ ケアマネジャー試験対策講座＋ケアマネジャー試験対策直前講座 学則

### (設置目的)

第1条 本研修は、介護保険制度に基づく介護支援専門員の資格取得を目的とする。

### (名称)

第2条 本研修は 未来ケアカレッジ ケアマネジャー試験対策講座＋ケアマネジャー試験対策直前講座という。

### (位置)

第3条 実施者は本社を大阪府大阪市太融寺町5-15に所在を置く。

### (養成課程、修業年限、定員、学級数)

第4条 本研修の課程、修業年限は次の表の通りとする。

養成課程	修業年限
通信課程	3月

※入学時期により、変動あり。

### (入所時期)

第5条 入所時期は開校日とする。

### (休業日等)

第6条 通信講座のため休業日は特に定めない。

### (教育課程)

第7条 本研修の教育課程は、別表第1の通りとする。

### (履修方法)

第8条 前条に規定する教育課程に基づき、スクーリング（面接指導）、テキストによる自宅学習（通信指導）、メールまたは対面による質問の受付により行う。通信指導は、所定の提出期限までに課題等を提出し、添削指導を受けるものとする。

### (入所資格)

第9条 入所資格は、下記のいずれかを満たす者とする。

介護の実務経験を有し、介護支援専門員を目指している者  
介護支援専門員に必要な知識を身に付けるための努力を惜しまない者

### (入所者の選考)

第10条 受講希望者から提出された本研修所定の申込書の内容を総合的に判断し決定する。

### (入所手続)

第11条 本研修の入所手続は、次の通りとする。

(1) 本研修の受講希望者は、本研修指定の申込用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込みを行う。

(2) 受講が決定した者については、受講決定通知書を発行する。

(3) 受講決定者は、指定の期日までに受講料を納入する。

#### (休学、復学)

第12条 受講生が疾病、その他やむを得ない事由によって、スクーリングに参加できない場合は、健康診断書等その事由を記した届を施設の長に提出し、休学の許可を受けなければならない。また、復学を願い出るときも、その事由を記した届を提出し、施設の長の許可を受けなければならない。

#### (退学)

第13条 退学しようとする者は、その事由を記した届を提出する。

#### (学習の評価)

第14条 通信指導の科目は添削課題、また模擬試験をもって評価を行う。添削課題は60%以上、模擬試験においては70%以上を点数することで合格とみなす。

#### (課程修了の認定方法)

第15条 前条に挙げる合格基準をすべて満たした者に対し課程修了の認定を行う。

#### (受講料)

第16条 本研修の受講料は130,900円とする。受講料の中には、消費税・テキスト代・メールによる質問を含むものとする。

2. 第1項に規定する受講料は、受講申込み後、所定の期日までに納付しなければならない。

#### (受講料の返還)

第17条 開講以降は、既に納入した受講料は返還しない。ただし、特別の事由があると認められた場合は、全部又は一部を返還する。

#### (受講の取消し)

第18条 次に該当する場合は、受講を取り消すことができる。

(1) 学習意欲が著しく欠け、終了の見込みがないと認められる者

(2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

#### (施行細則)

第19条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、本研修がこれを定める。

#### 附則

1. この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表 1 (学則第 7 条関係)

大項目	中項目
介護支援分野	介護保険制度の見直し
	介護保険制度の概要
	保険者・国・都道府県の責務等
	介護保険事業計画
	被保険者
	要介護認定等と要介護者等
	保険給付の種類・内容
	利用者負担
	サービス提供事業者等の指定
	介護サービス情報の公表
	保険財政と保険料、財政安定化基金
	国民健康保険団体連合会・介護保険審査会
	ケアマネジメントの理念
	介護保険制度と介護支援専門員
	居宅介護支援事業者の指定
	居宅介護支援の実施
	課題分析 (アセスメント)
	居宅サービス計画 (ケアプラン) の作成
	サービス担当者会議
	モニタリング・再課題分析・連携
	地域支援事業と地域包括支援センター
	介護予防支援
	介護保険施設
施設介護支援の実施	
保健医療分野	高齢者の特徴と起こりやすい症状・よくみられる疾患
	バイタルサインと検査・検査値
	高齢者の精神障害とその介護
	予後の理解と医学的問題のとらえ方
	介護技術の展開
	リハビリテーション
	認知症と認知症のある高齢者の介護
	栄養管理と食生活
	薬剤管理
	在宅での医療管理
	感染症の予防と対応
	急変時の対応
	健康増進・疾病障害の予防
	ターミナルケア
	訪問看護・介護予防訪問看護

	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護・ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
	介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設
保健福祉分野	高齢者ケア基本理念
	面談技術・ソーシャルワーク
	援助困難事例
	社会資源の活用
	高齢者虐待
	成年後見制度・日常生活自立支援事業
	障害者総合支援法・生活保護制度・後期高齢者医療制度
	訪問介護
	訪問入浴・介護予防訪問入浴介護
	通所介護
	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
	福祉用具・介護予防福祉用具
	住宅改修・介護予防住宅改修
	地域密着型サービス
	介護老人福祉施設

## 未来ケアカレッジ

### A I ケアマネジャー試験対策通信講座＋ケアマネジャー試験対策直前講座 学則

#### (設置目的)

第1条 本研修は、介護保険制度に基づく介護支援専門員の資格取得を目的とする。

#### (名称)

第2条 本研修は 未来ケアカレッジ A I ケアマネジャー試験対策通信講座＋ケアマネジャー試験対策直前講座という。

#### (位置)

第3条 実施者は本社を大阪府大阪市太融寺町5-15に所在を置く。

#### (養成課程、修業年限、定員、学級数)

第4条 本研修の課程、修業年限は次の表の通りとする。

養成課程	修業年限
通信課程	6月

※入学時期により、変動あり。

#### (入所時期)

第5条 入所時期は開校日とする。

#### (休業日等)

第6条 通信講座のため休業日は特に定めない。

#### (教育課程)

第7条 本研修の教育課程は、別表第1の通りとする。

#### (履修方法)

第8条 前条に規定する教育課程に基づき、スクーリング（面接指導）、テキストによる自宅学習（通信指導）、WEBによる問題解答および解説。メールまたは対面による質問の受付により行う。通信指導は、所定の提出期限までに課題等を提出し、添削指導を受けるものとする。

#### (入所資格)

第9条 入所資格は、下記のいずれかを満たす者とする。

介護の実務経験を有し、介護支援専門員を目指している者  
介護支援専門員に必要な知識を身に付けるための努力を惜しまない者

#### (入所者の選考)

第10条 受講希望者から提出された本研修所定の申込書の内容を総合的に判断し決定する。

#### (入所手続)

第11条 本研修の入所手続は、次の通りとする。

(1) 本研修の受講希望者は、本研修指定の申込用紙に必要事項を記載の上、期日まで

に申し込みを行う。

(2) 受講が決定した者については、受講決定通知書を発行する。

(3) 受講決定者は、指定の期日までに受講料を納入する。

(4) 受講料の納入が確認でき次第、テキストの発送とID/パスワードの発行を行う

#### (休学、復学)

第12条 受講生が疾病、その他やむを得ない事由によって、スクーリングに参加できない場合、または1か月以上ログインすることができない場合はその事由を記した届を学校に提出する。

#### (退学)

第13条 退学しようとする者は、その事由を記した届を提出する。

#### (学習の評価)

第14条 通信指導の科目は添削課題、また模擬試験をもって評価を行う。添削課題は60%以上、模擬試験においては70%以上を得点することで合格とみなす。

#### (課程修了の認定方法)

第15条 前条に挙げる合格基準をすべて満たした者に対し課程修了の認定を行う。

#### (受講料)

第16条 本研修の受講料は100,100円とする。受講料の中には、消費税・テキスト代・メールによる質問を含むものとする。

2. 第1項に規定する受講料は、受講申込み後、所定の期日までに納付しなければならない。

#### (受講料の返還)

第17条 ID・パスワードの付与以降は開講したものとみなし、開講以降は、既に納入した受講料は返還しない。ただし、特別の事由があると認められた場合は、全部又は一部を返還する。

#### (受講の取消し)

第18条 次に該当する場合は、受講を取り消すことができる。

(1) 学習意欲が著しく欠け、終了の見込みがないと認められる者

(2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

#### (施行細則)

第19条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、本研修がこれを定める。

#### 附則

1. この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表 1 (学則第 7 条関係)

大項目	中項目
介護支援分野	介護保険制度の見直し
	介護保険制度の概要
	保険者・国・都道府県の責務等
	介護保険事業計画
	被保険者
	要介護認定等と要介護者等
	保険給付の種類・内容
	利用者負担
	サービス提供事業者等の指定
	介護サービス情報の公表
	保険財政と保険料、財政安定化基金
	国民健康保険団体連合会・介護保険審査会
	ケアマネジメントの理念
	介護保険制度と介護支援専門員
	居宅介護支援事業者の指定
	居宅介護支援の実施
	課題分析 (アセスメント)
	居宅サービス計画 (ケアプラン) の作成
	サービス担当者会議
	モニタリング・再課題分析・連携
	地域支援事業と地域包括支援センター
	介護予防支援
	介護保険施設
施設介護支援の実施	
保健医療分野	高齢者の特徴と起こりやすい症状・よくみられる疾患
	バイタルサインと検査・検査値
	高齢者の精神障害とその介護
	予後の理解と医学的問題のとらえ方
	介護技術の展開
	リハビリテーション
	認知症と認知症のある高齢者の介護
	栄養管理と食生活
	薬剤管理
	在宅での医療管理
	感染症の予防と対応
	急変時の対応
	健康増進・疾病障害の予防
	ターミナルケア
	訪問看護・介護予防訪問看護

	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護・ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
	介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設
保健福祉分野	高齢者ケア基本理念
	面談技術・ソーシャルワーク
	援助困難事例
	社会資源の活用
	高齢者虐待
	成年後見制度・日常生活自立支援事業
	障害者総合支援法・生活保護制度・後期高齢者医療制度
	訪問介護
	訪問入浴・介護予防訪問入浴介護
	通所介護
	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
	福祉用具・介護予防福祉用具
	住宅改修・介護予防住宅改修
	地域密着型サービス
	介護老人福祉施設

## 未来ケアカレッジ

### ケアマネジャー試験対策講座＋A I 試験対策通信講座＋ケアマネジャー試験対策直前講座 学則

#### (設置目的)

第1条 本研修は、介護保険制度に基づく介護支援専門員の資格取得を目的とする。

#### (名称)

第2条 本研修は 未来ケアカレッジ ケアマネジャー試験対策講座＋A I 試験対策通信講座＋ケアマネジャー試験対策直前講座という。

#### (位置)

第3条 実施者は本社を大阪府大阪市太融寺町5-15 に所在を置く。

#### (養成課程、修業年限、定員、学級数)

第4条 本研修の課程、修業年限は次の表の通りとする。

養成課程	修業年限
通信課程	6月

※入学時期により、変動あり。

#### (入所時期)

第5条 入所時期は開校日とする。

#### (休業日等)

第6条 通信講座のため休業日は特に定めない。

#### (教育課程)

第7条 本研修の教育課程は、別表第1の通りとする。

#### (履修方法)

第8条 前条に規定する教育課程に基づき、スクーリング（面接指導）、テキストによる自宅学習（通信指導）、WEBによる問題解答および解説。メールまたは対面による質問の受付により行う。通信指導は、所定の提出期限までに課題等を提出し、添削指導を受けるものとする。

#### (入所資格)

第9条 入所資格は、下記のいずれかを満たす者とする。

介護の実務経験を有し、介護支援専門員を目指している者

介護支援専門員に必要な知識を身に付けるための努力を惜しまない者

#### (入所者の選考)

第10条 受講希望者から提出された本研修所定の申込書の内容を総合的に判断し決定する。

#### (入所手続)

第11条 本研修の入所手続は、次の通りとする。

(1) 本研修の受講希望者は、本研修指定の申込用紙に必要事項を記載の上、期日まで

に申し込みを行う。

(2) 受講が決定した者については、受講決定通知書を発行する。

(3) 受講決定者は、指定の期日までに受講料を納入する。

(4) 受講料の納入が確認でき次第、テキストの発送とID/パスワードの発行を行う

(休学、復学)

第12条 受講生が疾病、その他やむを得ない事由によって、スクーリングに参加できない場合、または1か月以上ログインすることができない場合はその事由を記した届を学校に提出する。

(退学)

第13条 退学しようとする者は、その事由を記した届を提出する。

(学習の評価)

第14条 通信指導の科目は添削課題、また模擬試験をもって評価を行う。添削課題は60%以上、模擬試験においては70%以上を得点することで合格とみなす。

(課程修了の認定方法)

第15条 前条に挙げる合格基準をすべて満たした者に対し課程修了の認定を行う。

(受講料)

第16条 本研修の受講料は192,500円とする。受講料の中には、消費税・テキスト代・メールによる質問を含むものとする。

2. 第1項に規定する受講料は、受講申込み後、所定の期日までに納付しなければならない。

(受講料の返還)

第17条 ID・パスワードの付与以降は開講したものとみなし、開講以降は、既に納入した受講料は返還しない。ただし、特別の事由があると認められた場合は、全部又は一部を返還する。

(受講の取消し)

第18条 次に該当する場合は、受講を取り消すことができる。

(1) 学習意欲が著しく欠け、終了の見込みがないと認められる者

(2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(施行細則)

第19条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、本研修がこれを定める。

附則

1. この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表 1 (学則第 7 条関係)

大項目	中項目
介護支援分野	介護保険制度の見直し
	介護保険制度の概要
	保険者・国・都道府県の責務等
	介護保険事業計画
	被保険者
	要介護認定等と要介護者等
	保険給付の種類・内容
	利用者負担
	サービス提供事業者等の指定
	介護サービス情報の公表
	保険財政と保険料、財政安定化基金
	国民健康保険団体連合会・介護保険審査会
	ケアマネジメントの理念
	介護保険制度と介護支援専門員
	居宅介護支援事業者の指定
	居宅介護支援の実施
	課題分析 (アセスメント)
	居宅サービス計画 (ケアプラン) の作成
	サービス担当者会議
	モニタリング・再課題分析・連携
	地域支援事業と地域包括支援センター
	介護予防支援
	介護保険施設
施設介護支援の実施	
保健医療分野	高齢者の特徴と起こりやすい症状・よくみられる疾患
	バイタルサインと検査・検査値
	高齢者の精神障害とその介護
	予後の理解と医学的問題のとらえ方
	介護技術の展開
	リハビリテーション
	認知症と認知症のある高齢者の介護
	栄養管理と食生活
	薬剤管理
	在宅での医療管理
	感染症の予防と対応
	急変時の対応
	健康増進・疾病障害の予防
	ターミナルケア
	訪問看護・介護予防訪問看護

	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護・ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
	介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設
保健福祉分野	高齢者ケア基本理念
	面談技術・ソーシャルワーク
	援助困難事例
	社会資源の活用
	高齢者虐待
	成年後見制度・日常生活自立支援事業
	障害者総合支援法・生活保護制度・後期高齢者医療制度
	訪問介護
	訪問入浴・介護予防訪問入浴介護
	通所介護
	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
	福祉用具・介護予防福祉用具
	住宅改修・介護予防住宅改修
	地域密着型サービス
	介護老人福祉施設